

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 桜川市
- 2 派遣目的 赤浜上大島・つくば益子・東山田岩瀬線道路整備期成同盟会へ議員を派遣し情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 5 年 5 月 23 日（火）
- 4 調査項目
  - (1) 令和 4 年度事業報告について
  - (2) 令和 4 年度収入支出決算について
  - (3) 組織の変更（案）について
  - (4) 会則の改正について
  - (5) 役員の変更について
  - (6) 令和 5 年度事業計画（案）について
  - (7) 令和 5 年度予算（案）について
- 5 派遣議員 皆川 幸枝
- 6 派遣経費 なし

令和 5 年 5 月 12 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠